

## 丸善爲換店規約

### 第一條

當社ノ名號ハ丸善爲換店ト稱シ本社ヲ東京日本橋區檜物町拾番地ニ設置スヘシ

### 第二條

當社ノ資本金ハ五萬圓ト定メ之ヲ貳千株ニ分チ壹株ノ高ヲ貳拾五圓トナスヘシ

### 第三條

當社ノ資本金ハ丸家善八丸家善七壹千株ヲ出シテ總額ニ充タシムベシ

### 第四條

丸善商社ニ關係ヲ有スル人ニシテ當社ノ株主タランコトヲ望ム人ハ一人ニテ十株迄ハ丸家善八或ハ丸家善七所有株ノ内ヲ讓渡スコトヲ得ヘシ

但シ本文讓受ヲ望ム人ハ最初ヨリ皆金ヲ出スモ亦積金別紙積金  
法ノ通りヲ以テ入金スルモ隨意タルベシ

### 第五條

丸家善八丸家善七兩人ノ所有株ヲ他へ讓リ渡スヘキ高ハ各所有高

五分ノ一即チ壹萬圓ヲ超ヘサルヘシ

### 第六條

當社ノ資本金ハ營業上ノ實況ニ因リ丸家善八丸家善七及ヒ取締役七名ノ協議ヲ以テ之ヲ増減スルコトアルベシ

### 第七條

當社ノ營業ハ貸附金預リ金保護預リ爲換荷爲換及ヒ諸公債証書外國貨幣地金銀賣買等ヲ以テ業務トスヘシ

### 第八條

當社營業年限中如何様ナル損害アルモ丸家善八丸家善七兩人所有ノ株金ヲ以テ之ヲ負擔シ他ノ株主ハ其責ヲ負フコトナシ

### 第九條

當社營業年限ハ滿十ケ年ト定メ滿期ニ至リ丸家善八丸家善七及ヒ取締役七名協議ノ上尙ホ繼續スルコトアルヘシ

但シ期限内ト雖モ本文協議人ノ見込ニテ解社スルコトヲ得ヘシ

### 第十條

丸家善八丸家善七兩人ヲ除クノ外當社ノ株式ヲ所有スル人若シ營業年限中退社センコトヲ欲シ他ニ讓リ渡スヘキ人ナキモ丸家善八丸家善七兩人ノ内ニテ何時ニテモ株券面ノ金高ヲ以テ之ヲ引受クヘシ

### 第十一條

丸家善八丸家善七兩人ハ本社ノ損害ヲ負擔スルヲ以テ營業年限中退社スルコトヲ得ス

第十二條

丸家善八丸家善七兩人ノ見込ヲ以テ取締役七名ヲ撰ミ營業全体ノ監督ヲ托スヘシ

第十三條

取締役一同ノ投票ヲ以テ其中ヨリ頭取一名支配人一名ヲ撰定シ其以下役員ハ頭取支配人ノ指揮進退スル所トスヘシ

第十四條

頭取ハ當社ノ總体ニ注意シ一切ノ事務ヲ總括シ通常ノ事件ハ之ヲ裁決スルノ權アリトス然レモ臨時重大ノ件ハ丸家善八丸家善七及ヒ取締役ノ協議ヲ經ルニアラサレハ施行スルヲ得ス

第十五條

支配人ハ營業上ノ萬機ニ注意シ總テ頭取ニ對シ實際ノ事務ヲ處辨シ政府又ハ社外ニ關スル事ヲ取扱フモノトス

第十六條

毎年六月十二月ノ兩度ニ半期中營業ノ實況ヲ株主一同ニ報告シ利益金ノ配當ヲナスヘシ

第十七條

毎年兩度六月十二月總勘定ヲナシ利益金ノ内ヨリ諸經費ヲ引去リタル

モノヲ純益ト名ケ之ヲ左ノ如ク分配スヘシ

純益 百分ノ十

積立金

此積金ヲ以テ諸公債証書等確實ナル物品ニ換エ其殖益ヲ謀リ

本社保續ノ準備ニ充ツヘシ

純益 百分ノ五

別段積金

此積金ヲ以テ臨時損害ノ準備ニ充ツベシ

純益 百分ノ十

役員賞與配當

純益 百分ノ七十五

純株金高二配當

但シ株金配當ノ割合年一割五分以上ニ當ルトキハ其超過高ヲ

七分シ其三分ヲ別段積金ニ二分ヲ役員賞與配當ニ二分ヲ株金

配當ニ増加スヘシ萬一其配當ノ割合年一割貳分ニ充タサルハ

ハ積金並役員賞與配當ヲ廢スヘシ

第十八條

丸家善八丸家善七兩人ハ本社ノ損害ヲ負擔スルヲ以テ營業滿期ニ至リ別段積金ノ殘高ハ之ヲ兩人所有ノ株金高ノミニ配當スヘシ

第十九條

當社ノ株主タル人ハ何時ニテモ本社ニ來リ諸帳簿ヲ檢閱スルコト隨意タルベシ

第二十條

此規約ハ丸家善八丸家善七及ヒ取締役一同ノ協議ニ因リ之ヲ更正

シ又ハ増減スルコトアルヘシ

取締役

早矢仕有的

杉本 正徳

穂積寅九郎

金澤 廉吉

伊村 新一

松下鐵三郎

大塚 嘉藏

丸屋書店組合營業假規約

横濱市辨天通貳丁目貳拾八番地ニ所在ノ丸屋書店ヲ明治參拾九年壹月ヨリ松下包次郎全ミサヲ全ソノ早矢仕四郎米田義一土屋正信及中村重久七名ノ組合營業ト爲スニ付假規約ヲ制定スルコト左ノ如シ

一 丸屋書店ハ組合員松下包次郎ノ名義ヲ以テ營業スルモノトス但名義人ハ組合員協議ノ上變更スルコトアルベシ

一 營業用建物ハ何人ノ名義ニテ所有スルモ丸屋書店ノ所有物トス

一 資本金ハ五萬圓トシ各組合員ノ出資額ハ左ノ如シ

金貳萬五千圓 松下包次郎

金貳千五百圓 松下ミサヲ

金貳千五百圓 松下ソノ

金壹萬五千圓 早矢仕四郎

金參千圓 米田義一

金八百圓 土屋正信

金壹千貳百圓 中村重久

一 各組合員ハ總組合員ノ承諾ヲ得ルニアラサレバ其持分ヲ組合

(付箋)

取締役一同協議ノ上明治十五年七月一日ヨリ第四條中(一人ニテ十株迄ハ)ノ八字ヲ削除ス

[注] 丸善爲換店規約 四六判 八頁 明治十五年一月刊

本書の規約は前出の「横濱丸善爲換店規約」と殆ど同一であるが、第三條の資本金が丸屋商社のみの出資である点が特色。丸善爲換店関係資料としては「計算書」(自明治十五年一月一日至同六月三十日)一葉がある。

員以外ノ人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

一 計算ハ壹月ヨリ拾貳月迄ヲ以テ壹期トシ期末ニ於テ諸勘定ヲ

決算シ總益金ノ内ヨリ總損金ヲ引去リタル殘額ヲ以テ純益金

トス

一 純益金ハ毎年壹月左ノ割合ヲ以テ配當スルモノトス

一 純益金百分ノ五乃至拾五 積 立 金

一 純益金百分ノ五乃至拾五 事務擔當員賞與金

一 右貳項ヲ引去タル殘額 組 合 員 配 當 金

但計算ノ都合ニ依リ別種積立金又ハ次期繰越金ヲナスコト  
アルベシ

一 前各項ノ外營業上必要ト認ムル規約及ビ本規約ハ追テ組合員

協議ノ上制定スルモノトス

右假規約組合員一全遵守スル證トシテ茲ニ署名捺印スルモノ也

明治參拾八年拾貳月

松下包次郎

全 ミ サ ラ

親權者松下包次郎

全 ソ ノ

親權者松下包次郎

早矢仕四郎

米田義一

中村重久

土屋正信

〔注〕 丸屋書店組合營業假規約

丸善商社は明治十七、八年の財政整理の際、横浜の書店を細流  
会社に讓渡、松下包次郎が横浜丸屋書店としてその經營に當つて  
いた。明治三十九年一月組織を改め、松下包次郎、早矢仕四郎、  
中村重久他四名からなる組合營業となし、出資額を五万円と改め  
た。

本書は組合營業のための假規約で確定規約は未詳。丸屋書店は  
大正九年十月神田の中西屋と共に丸善株式会社に合併された。